

令和7年度 個人情報保護委員会 重点施策のポイント

個人情報の適正な取扱いと国民の安心安全の確保に向け、個人情報の保護、マイナンバーの監視監督、国際連携の強力な推進を柱として、広報・相談等の充実に積極的に取り組み、併せて、それらを実行する組織体制の強化を図ることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益の保護を推進する。

1 個人情報保護法の円滑かつ適切な運用等

- ◇ 「個人情報の保護に関する基本方針」及びその推進等のための「個人情報等の適正な取扱いに係る政策の基本原則」も踏まえ、個人情報保護制度の司令塔として、個人情報等を取り扱う各主体における官民や地域の枠又は国境を越えた個人情報等の適正な取扱いに関し、個別の政策や事業活動等の企画立案や実施等において、総合調整や監視監督等の役割を果たす。
- ◇ 令和3年5月に成立したデジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号。以下「令和3年改正法」という。）により、行政機関個人情報保護法及び独立行政法人等個人情報保護法が個人情報保護法に統合されるとともに、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の個人情報保護に係る全国共通ルールが規定され、令和5年4月1日から全面施行となったことから、その円滑かつ適切な運用のため、各種施策に取り組む。
- ◇ 個人情報を取り巻く新たな課題に対応するため、国内外における個人情報の保護・利活用に関する動向や関連する技術に関する動向等を的確に把握し、外的環境の変化に即応した個人情報保護制度の運用や見直し等につなげる。

【主な施策等】

- 適正な利活用の在り方に関する実態調査とPPCビジネスサポートデスクによる相談支援による適正な利活用の推進
- 令和3年改正法の円滑かつ適切な運用に関する取組
- 国内外における関連動向等の把握

2 事務・権限の拡大等に伴う委員会の体制強化

個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律（令和2年法律第44号）及び令和3年改正法等により拡大した事務・権限を適切に執行するため、民間事業者、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人における個人情報の取扱いを一元的に監視監督する組織体制を構築する。

【主な施策等】

- 個人情報の取扱いに関し効果的・効率的な監視・監督の実施及び必要な体制強化等
- 総合案内所の充実等
- グローバル人材やデジタル人材を始めとする専門人材の育成強化

3 国際連携の強力な推進

日本では、委員会が中心となって、個人情報保護及びプライバシーの分野におけるDFFTの推進及び具体化に取り組んでおり、引き続き、排他的なアプローチには与せず、関係各国及び地域の多様な個人情報保護制度や国際枠組みを尊重しながら、相互運用性のある国際環境の実現を目指す。

【主な施策等】

- 個人情報を安全・円滑に越境移転することができる国際環境の構築
- 国際動向の把握と情報発信
- 執行協力を含む関係各国及び地域との国際的な協力関係の強化及び構築

4 個人情報及びマイナンバー制度における安心・安全の確保

個人情報及び特定個人情報の適正な取扱いの確保のため、行政機関等の検査を始め、効果的かつ効率的な監視監督に向けた取組の強化を図る等、個人情報及び特定個人情報の取扱いについて国民の安心・安全が確保されるよう、各種取組を拡充する。

【主な施策等】

- 監視・監督システムによる特定個人情報の不適切利用の早期発見と抑止強化
- 安全管理措置に係る啓発の推進

5 デジタル社会における個人情報リテラシーを高めるための広報・啓発

デジタル社会において個人情報が適正に取り扱われるよう、監督活動や相談対応等を通じて把握した課題について、民間部門、公的部門双方の個人情報保護制度に関する司令塔として情報発信を行う。また、広く国民を対象に、個人情報リテラシーを高めるための広報・啓発活動を公式SNS等により積極的に展開する。さらに、関係団体と連携した周知等、広報・啓発の充実に努める。

【主な施策等】

- 法制度の内容の周知及び司令塔としての発信力強化
- 個人情報リテラシーを高める広報・啓発活動を公式SNS等により展開